

写

3 災 対 第 1 1 0 号
3 消 保 第 3 7 7 号
令 和 3 年 4 月 2 2 日各市町村防災担当部局の長 } 殿
各消防本部（局）の長 }愛知県防災安全局長
(公 印 省 略)

愛知県まん延防止等重点措置の広報について（依頼）

本県では、2月28日（日）をもって緊急事態措置を実施すべき区域から解除となりましたが、新規陽性者数は、3月後半から再び増加し、医療提供体制への負荷が増加しつつあることから、4月16日（金）、本県が新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4で規定される「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされました。

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、「地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。」こととされていることから、県民の皆様到现在の厳しい感染状況にご理解をいただき、まん延防止等重点措置の取組みに一層のご協力をいただくため、周知広報を徹底する必要があります。

つきましては、市町村防災行政無線、登録制メール、SNS、広報車等による広報や、消防機関による火災予防啓発活動・立入検査等の機会を活用するとともに、必要に応じて貴市町村広報部門等、様々な部署や関係機関と連携・協力を図り、市町村広報誌、ラジオ・テレビ、デジタルサイネージ等の、様々な媒体を活用した広範な広報に心がけ、感染症の拡大防止に努めていただくようお願いいたします。

なお、この周知広報活動について、後日、活動状況をお聞きすることがありますことを御承知おき下さい。

【連絡先】

〔防災関係〕担 当 防災部災害対策課 支援グループ
電 話 052-954-6149
F A X 052-954-6912
E-mail saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp〔消防関係〕担 当 防災部消防保安課 消防・広域化グループ
電 話 052-954-6195
F A X 052-954-6913
E-mail shobohoan@pref.aichi.lg.jp